

ふれあい福祉コーナー

自立と社会参加のために 障がい者虐待を防ごう

障がい者虐待の防止や養護者に対する支援などを推進するために、障害者虐待防止法が10月1日から施行されます。

障がい者虐待とは

- 養護者による虐待：身辺の世話や身体介護、金銭の管理などを行っている障がい者の家族、親族、同居人などの養護者による虐待
- 障がい者福祉施設従事者などによる虐待：障がい者福祉施設、障がい福祉サービス事業所などの業務に従事する者による虐待
- 使用者による虐待：障がい者を雇用する事業主または事業の経営担当者、職場の同僚などによる虐待

虐待となる行為とは

- ▼身体的虐待：身体への暴力や体罰を加えること、正当な理由なく身体を拘束すること
- ▼性的虐待：わいせつな行為をすること、させること
- ▼心理的虐待：言葉や態度による脅しや無視など嫌がらせをすること
- ▼放棄・放任：衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他者からの身体的、性的、心理的虐待行為と同様の行為を放置するなど養護を著しく怠ること
- ▼経済的虐待：財産を不当に処分すること、その他障がい者から不当に財産上の利益を得ること

虐待のない共生社会のために

障がい者虐待は、特定の人や場所だけ起こるものではなく、だれでもどこでも起こりうる身近な問題です。

虐待を行っているという認識がない場合や虐待を受けている障がい者自身も、虐待だと認識できず、被害を訴えられない場合もあります。

障がい者虐待の防止には、一人ひとりが虐待の問題に対する認識を深めることが必要です。

問 障がい福祉課 ☎428



バスカードの知識

街でスカウトされて事務所へ行ってみたら…

【事例】繁華街の路上で「モデルになりませんか？」と声をかけられ、興味があったので応じると、その場で審査用の写真を撮られた。翌日、合格したというメールが届き、事務所に呼び出された。「CMやファッションショーに出演できる」などと説明を受けたが、モデルの仕事をするには「宣伝用の写真代金が10万円かかる」と言う。高額なので迷っていると、仕事の楽しさなどいろいろと説明され、断り切れずにお金を支払った。冷静に考えると、突然高額な費用の出されて判断を迫られ納得できない。

路上でスカウトされて、モデルになれるからと宣伝や登録のために高額な写真代金を請求されたという相談が、若い女性から多く寄せら

れています。そのほかにも、高額なレッスン料の契約を迫られたケースもあります。

事例のように、モデルの仕事紹介のために写真代金などの金銭的な負担を伴う契約は、特定商取引法の業務提供誘引販売取引に該当します。

事業者は、契約前に事業の概要を記載した書面を交付するとともに、契約した場合には法定の契約書面を交付する義務があります。契約書面を受領した日から20日を経過するまではクーリング・オフの対象となります。

消費者へのアドバイス

①路上でスカウトされたり、事務所などに呼び出されたりしてもすぐに応じず、家族や信頼できる人に相談しましょう。



<h3>総合相談</h3> <p>法律相談、くらしの相談、行政書士相談、税理士相談、女性相談、不動産相談、司法書士相談を合わせて行います。※法律相談は、事前予約制です。</p> <p>☎10月19日(金) 午後1時20分～4時 場 八潮メセナ</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>法律相談</h3> <p>法律上の諸問題※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約</p> <p>☎毎週金曜日(祝日を除く) 午後1時20分～4時 場 市民相談室 定8人(事前予約制)</p> <p>☎10月19日(金)〈総合相談〉 午後1時20分～4時 場 八潮メセナ 定8人(事前予約制)</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>くらしの相談</h3> <p>日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談</p> <p>☎10月19日(金)〈総合相談〉 午後1時20分～4時 場 八潮メセナ</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>多重債務相談</h3> <p>借金やクレジット問題についての相談(弁護士が相談)</p> <p>☎10月11日(木)・25日(木) 午後1時20分～4時20分 場 市民相談室 定6人(事前予約制)</p> <p>商工観光課 ☎336</p>	<h2>10月 各種無料相談</h2> <p>☎996-2111</p> <p>★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。</p>
<h3>行政書士相談</h3> <p>官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談</p> <p>☎10月19日(金)〈総合相談〉 午後1時20分～4時 場 八潮メセナ</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>税理士相談</h3> <p>相続税など税金全般についての相談</p> <p>☎10月19日(金)〈総合相談〉 午後1時20分～4時 場 八潮メセナ</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>女性相談</h3> <p>女性が抱えるさまざまな悩みについて(女性相談員が相談)</p> <p>☎10月18日(木) 午後1時～4時 場 市民相談室 定3人(事前予約制)</p> <p>☎10月19日(金)〈総合相談〉 ☎毎週水曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時 場 市役所駅前出張所内相談室 定5人(事前予約制)</p> <p>人権・男女共同参画課 ☎811</p>	<h3>こころの健康相談</h3> <p>不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が相談)</p> <p>☎10月1日(月) 午後1時～2時30分 場 保健センター 定2人(事前予約制)</p> <p>健康増進課 ☎995-3381～3</p>	<h3>内職相談</h3> <p>内職の求人、求職のあつせんについての相談</p> <p>☎毎週火曜日(祝日を除く) 午前10時～正午 午後1時～3時30分 場 市民相談室</p> <p>商工観光課 ☎336</p>
<h3>消費生活相談</h3> <p>悪質商法などのトラブルや消費生活全般についての相談</p> <p>☎毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～正午 午後1時～4時 場 消費生活相談室</p> <p>商工観光課 ☎336</p>	<h3>人権相談</h3> <p>プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が相談)</p> <p>☎10月11日(木) 午後1時～4時 場 第3会議室</p> <p>人権・男女共同参画課 ☎811</p>	<h3>若年者就職相談</h3> <p>若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが相談)</p> <p>☎10月7日(日)・21日(日) 午前10時～午後4時 場 勤労青少年ホームゆまにて 定5人(事前予約制)</p> <p>ゆまにて ☎996-0123</p>	<h3>心配ごと相談</h3> <p>日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談</p> <p>☎10月3日(水)・17日(水) 午後1時～4時(電話相談可) 場 身体障害者福祉センターやすらぎ</p> <p>社会福祉協議会 ☎998-7616</p>	<h3>教育相談</h3> <p>児童・生徒の言動や教育についての相談</p> <p>☎毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時30分～午後4時 場 教育相談所</p> <p>教育相談所 ☎995-0077</p>
<h3>家庭児童相談</h3> <p>子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談</p> <p>☎毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時 場 家庭児童相談室</p> <p>子育て支援課 ☎472</p>	<h3>子育て相談</h3> <p>子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが相談)</p> <p>☎10月25日(木) 午前10時～午後1時 場 だいら児童館わんぱる 定3人(事前予約制)</p> <p>わんぱる ☎999-0321</p>	<h3>子育て電話相談</h3> <p>子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が相談)</p> <p>☎毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後3時 場 中央保育所 ☎998-7711</p>	<h3>休日・夜間納税相談</h3> <p>市税・国民健康保険税の納付についての相談</p> <p>☎10月7日(日) 午前9時～午後4時 毎週木曜日(祝日を除く) 午後5時15分～7時 場 納税課</p> <p>納税課 ☎330</p>	<h3>不動産相談</h3> <p>マンションおよび不動産取引全般についての相談</p> <p>☎10月19日(金)〈総合相談〉 午後1時20分～4時 場 八潮メセナ</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>